

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 井上 忠
 (コード番号 6131 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役経理部長 山畑 喜義
 (TEL. 03-3491-0131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されたことから、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

これに伴い、当社定款における株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

加えて、上記の変更に伴う文言の見直しなど所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>③ 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2) 次条に掲げる権利</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2) 次条に掲げる権利</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

<p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② 当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>	<p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② 当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>
--	---

<p>③ 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録</u>された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に<u>記載または記録</u>された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>③ 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削るものとする。</u></p>
---	--